

資料 3 報告事項について

①水俣病問題について	1
②石綿健康被害救済制度について	31
・石綿救済法における肺がん等の判定基準の見直しについて	
・中皮腫登録事業について	
③化学物質審査制度について	39
・化学物質審査規制法の施行状況	
・中国及び韓国の化学物質管理動向	
④化学物質の環境リスク初期評価（第10次とりまとめ）の結果について	65
⑤エコチル調査について	69
⑥国際的取組について	77
・水銀条約に係る国際交渉の動向について	
・SAICMに係る国内外の動向について	
・化学物質と環境に関する政策対話について	
・POPs国内実施計画の改定等について	
⑦平成22年度PRTRデータの概要	117
⑧放射線健康管理担当参事官室の設置について	123

①水俣病問題について

水俣病対策の現状について

1. 水俣病問題への取組の現状について

① 水俣病被害者救済特措法の「救済措置の方針」に基づく救済

「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」及び「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針（平成22年4月16日閣議決定）」に基づき、平成22年5月1日から申請受付を開始し、平成24年7月末で申請受付を終了した。引き続き、対象者の判定を円滑に行う必要がある。

※救済措置の方針に基づく申請者数（平成24年7月末現在）

救済措置申請者数	48,327名	
水俣病被害者手帳への切替申請者数	16,824名	計 65,151名

② 水俣病問題の解決に向けた今後の取組について

水俣病問題は水俣病被害者救済特措法に基づく救済措置のみで解決するものではなく、今後も水俣病問題に真剣に向き合い取り組むこととし、引き続き、水俣病認定患者、水俣病被害者、ご家族などが安心して暮らしていけるよう水俣病発生地域における医療・福祉対策を推進するとともに、水俣病発生地域の再生・融和（もやい直し）、振興を推進していくこととしている。

③ 周知広報の状況について

平成24年2月3日に救済措置に基づく申請受付の終了時期を公表し、申請受付終了までの間に、政府広報や関係自治体による広報、環境省ホームページでの掲載、各種メディア等の媒体を活用など、様々な方法で周知広報に取り組んだ。

2. 公健法に基づく認定申請者数等の状況について（平成24年10月末現在）

① 最高裁判決後の公健法認定申請者数（未処分者数） 296件

② 関係県市の認定審査会の審査状況

- ・熊本県 19年3月に再開後、19年5月・7月、21年2月・6月・7月・10月・11月
22年2月・5月・11月、23年2月・5月・10月、24年2月・7月に開催
- ・鹿児島県 20年12月に再開後、22年12月、23年7月・11月、24年2月・9月に開催
- ・新潟県・市 19年3月に再開後、19年12月、20年12月、21年4月、22年3月、
23年12月に開催

③ 現在継続している訴訟の状況

- ・新潟水俣病第3次訴訟 19年4月提訴（原告）13人（被告）国・新潟県・昭和電工
 - ・水俣病被害者互助会訴訟 19年10月提訴（原告）9人（被告）国・熊本県・チッソ
- ※ この他、水俣病認定申請棄却処分取消訴訟が2件提訴されている。
- ・平成24年2月27日 福岡高裁判決 熊本県敗訴（熊本県上告中）
 - ・平成24年4月12日 大阪高裁判決 熊本県勝訴（一審原告上告中）

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法に基づく 救済措置の申請受付の時期の決定について

平成 24 年 2 月 3 日 (金)

環境省総合環境政策局環境保健部

企画課特殊疾病対策室

代表：03-3581-3351

直通：03-5521-8257

室長：桐生 康生 (内線 6330)

室長補佐：大坪 寛子 (内線 6337)

室長補佐：今井 正之 (内線 6331)

「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成 21 年法律第 81 号）」及び「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針（平成 22 年 4 月 16 日閣議決定）」に基づく救済措置については、平成 22 年 5 月 1 日から申請受付を開始したところですが、今般、救済措置の方針に基づき、救済措置の申請受付の時期の見極めを行いましたのでお知らせします。

また、救済措置の申請の受付時期を見極めるに当たり、当該時期までに、しっかりと周知広報を行うため、別添のとおり、「今後の周知広報について」を取りまとめました。さらに、国としては、引き続き水俣病問題に真剣に向き合い取り組むこととし、別添のとおり「水俣病問題の解決に向けた当面の取組について」を取りまとめ、関係地方公共団体や関係事業者と協力して、様々な施策を講ずることとしておりますので、これらも併せてお知らせします。

記

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針中の 1. (救済措置) (4) (申請の受付) に規定する申請受付の時期は、平成 24 年 7 月 31 日までとします。

別添資料：「今後の周知広報について」

「水俣病問題の解決に向けた当面の取組について」

今後の周知広報について

平成24年2月
環境省

1. 背景・趣旨

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法(以下「特措法」といいます。)に基づく救済措置の制度や申請に関する情報は平成22年5月の申請受付開始から国及び関係自治体において、県内外での説明会をはじめ、チラシ配布や医療機関でのポスター貼付、テレビやラジオ等のメディアを使ったお知らせや県人会広報誌への掲載など実施してまいりました。

しかし、平成23年末以降に実施した被害者関係団体との意見交換において、これまで行ってきた周知広報についての御意見や今後のあり方に関して様々な御提案を頂いたところです。

環境省では、それらの御提案等を踏まえ、関係自治体や関係事業者などと連携して、特措法の申請受付期限である平成24年7月31日までの間、以下のように周知広報に努めてまいります。

2. 今後、実施する主な周知広報

(※今後関係者と詳細を検討するため執行段階で変更があり得ます。)

(1) 政府広報及び関係自治体による広報

政府広報を使ったインターネットテレビやラジオ、新聞広告等で全国へ配信します。

また、環境省地方環境事務所所在地での駅前や環境省のイベントを活用した場でのチラシ配布等を実施する他、関係自治体によるチラシ配布、広報誌への掲載への働きかけを行います。

(2) 環境省ホームページ

環境大臣による期限設定に関する記者会見の様態を掲載します。併せて、発表時の資料(「水俣病問題の解決に向けた当面の取組について」等)を掲載します。

(3) 民間診断書作成のための検診体制の支援について(熊本県・新潟県)

個別の事情により医療機関を受診することに抵抗がある方がいらっしゃるなどのお声に配慮し、民間診断書作成のための検診体制についての支援を図れるよう関係自治体と相談し、今後の申請状況を勘案しながら進めていきます。

(4) 各種メディア等の媒体を活用

新聞やテレビ等の各放送局と調整しながら進めていきます。

(5) 医療機関からのお知らせ

環境省から日本医師会を通じて、全国の医療機関に対し、特措法の期限及び制度についてのご案内をお願いすることとしております。過去にメチル水銀の影響で健康に不安をお持ちの方は、医療機関へご相談下さい。

(6) 説明会の実施

環境省は関係県と協力して、関係県内及び県外(東京・大阪・名古屋・博多)において、制度に関する説明会や期限についてのご案内を行います。当面の予定は以下のとおりです。

<2月4日(土)東京・福岡、2月5日(日)名古屋・大阪、3月11日(日)東京>

(7) 既に特措法へ申請された方へのアンケート調査

既に特措法へ申請された方に対し、申請を何で知ったのかアンケート調査を実施します。

(8) チッソ・昭和電工等原因企業による呼び掛け

特措法の制度、申請受付期限に関する情報等を関係事業者の社内報等でお知らせします。

水俣病問題の解決に向けた当面の取組について

平成24年2月3日
環 境 省

水俣病問題については、公害健康被害の補償等に関する法律（以下「公健法」といいます。）、平成7年の政治解決、平成16年のいわゆる関西訴訟最高裁判決を踏まえた水俣病対策等に基づき、各種対策が講じられてきたところですが、さらに平成21年7月に、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（以下「特措法」といいます。）が制定され、平成22年5月から、同法及び同法を受けた水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針（以下「救済措置の方針」といいます。）に基づく救済措置の申請の受付を開始したところです。

また、平成23年3月には、特措法を受け入れた団体とチッソ株式会社の間で紛争終結の協定が締結され、ほぼ同時に、国家賠償請求訴訟を提起していた団体とも、各地の裁判所で和解が成立し、水俣病被害者の救済にあたっての大きな節目となりました。

今般、救済措置の方針に基づき、救済措置の申請の受付時期を平成24年7月31日までと定めるに当たり、国としては、引き続き水俣病問題に真剣に向き合い取り組むこととし、関係地方公共団体や関係事業者と協力して、以下の施策を講ずるものとします。

1 水俣病に関する健康調査

① 健康不安者へのフォローアップ事業の立ち上げ

過去に相当の期間、熊本県及び鹿児島県においては水俣湾又はその周辺水域の魚介類を食べたことに伴い、あるいは、新潟県においては阿賀野川流域の魚介類を食べたことに伴い、健康不安を訴える方について、健康診査等を実施し、その推移をモニタリングする事業を、平成23年度中に開始します。（別紙1）

② メチル水銀が人の健康に与える影響を把握するための調査研究の推進

関係者の協力や参加の下、毛髪中水銀値等の過去のメチル水銀ばく露データを持っている方等について、水銀値及び健康影響との関係を分析

するための手法の開発に関する環境省としての考え方を示し、平成24年度から、専門家による手法開発の検討を進めていきます。その成果は、健康影響の経年的な変化の把握のみでなく、治療法の開発に関する研究にも役立つことが期待されます。（別紙2）

③ 治療に関する調査研究の推進

水俣病の症状の一つとしてみられる感覚障害などの症状について、水俣病被害者等関係者の協力を得た治療方法の開発などを、引き続き進めていきます。

2 医療・福祉施策の充実

高齢化が進む胎児性患者とその御家族の方など関係の方々が安心して住み慣れた地域で暮らしていけるよう、国、関係地方公共団体、関係事業者及び公益団体などの協力の下、必要な通所やショートステイ等の在宅支援サービス、地域の医療との連携などの医療・福祉施策について引き続き進めていくこととします。具体的には、胎児性患者等の地域生活を支援する施設の整備・改修及び運営への支援事業への補助、在宅の方への訪問事業や外出支援事業への補助を行うことに加え、神経症状の緩和や運動障害等の改善・維持につながるリハビリテーション等モデル事業（5箇所）などを行います。（別紙3）

3 地域の再生・融和（もやい直し）の推進

① 環境モデル都市としての取組・その他の地域振興の推進

新たに平成24年度から開始する環境首都水俣創造事業等を活用し、現在水俣市で実施されている、市民・行政・専門家協働の円卓会議の議論を踏まえた各種事業や、水俣病発生地域を縦断する肥薩おれんじ鉄道の魅力・利便性向上等による観光振興を支援します（別紙4）。また、みなまた環境大学構想の具体化に向けた検討への協力を進めていきます。

② 地域の絆の修復

水俣病に関する偏見・差別の解消を図り、地域社会の絆を修復するため、地域の融和（もやい直し）についての所要の施策を、平成24年度においても引き続き進めていきます。（別紙5）

4 国際協力

メチル水銀に関する海外の研究者や環境・公害行政の担当者等の受け入れを積極的に行い、国内の研究者や行政担当者との交流を進めるとともに、国内でのメチル水銀に関する研究成果や水俣病の教訓などを、国内外に広く発信する事業を、平成24年度においても引き続き進めていきます。

加えて、水俣病と同様の健康被害や環境破壊が世界のいずれの国でも繰り返されることのないよう、国際的な水銀汚染の防止のための条約づくりに積極的に参加し、平成25年後半に我が国で開催予定の外交会議における「水俣条約」の制定と、国際的な水銀対策の推進に貢献していきます。（別紙6）

5 チッソ株式会社による取組

チッソ株式会社は、国、関係地方公共団体などが協力して推進する胎児性患者や小児性患者の方々への福祉の充実に協力し、今後御家族、御本人の高齢化が進んだ場合も、将来とも御家族が地域で安心して生活できるよう、明水園の整備や状況に合わせた必要な支援に取り組みます。

また、市民・行政・専門家を交えた地域活性化の議論に参加するとともに、環境に配慮した事業などにより、地域経済の発展や雇用の創出に寄与する取組を推進します。

以上

(別紙一覧)

別紙 1 (1～3 ページ)

健康不安者のためのフォローアップについて

別紙 2 (4～6 ページ)

メチル水銀が人の健康に与える影響に関する調査の手法の開発に関する環境省の考え方

別紙 3 (7 ページ)

地域の医療・福祉の推進 (平成 24 年度水俣病発生地域の環境福祉対策の推進に係る予算案概要)

別紙 4 (8 ページ)

「環境首都水俣」創造事業の着手について

別紙 5 (9 ページ)

地域の再生・融和 (もやい直し) の推進 (平成 24 年度水俣病発生地域の環境福祉対策の推進に係る予算案概要)

別紙 6 (10 ページ)

水銀条約の制定に向けた取組について

健康不安者のためのフォローアップ事業について

1. 概要

今回の救済措置等の対象者にならなかった方で、かつて水俣湾又はその周辺水域の魚介類を食べたことに伴い、あるいは、阿賀野川流域の魚介類を食べたことに伴い、健康に不安を感じられる方は、年に一回、医師による健康診査、保健師による保健指導等が無償で受けられるようにするもの。

(参考)

○水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成21年法律第81号）第36条第1項

政府及び関係者は、指定地域及びその周辺の地域において、地域住民の健康の増進及び健康上の不安の解消を図るための事業、地域社会の絆の修復を図るための事業等に取り組むよう努めるものとする。

○水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針（平成22年4月16日閣議決定）

3. 水俣病に関する健康調査

(1) メチル水銀が人の健康に与える影響を把握するための調査研究（健康不安者のフォローアップ）

将来に水俣病被害者が存在するか否かの可能性とそれに関する対応については、今後の調査研究による新しい知見によるべきものですが、当分の間、過去に相当の期間、熊本県及び鹿児島県においては水俣湾又はその周辺地域の魚介類を食べたことに伴い、あるいは、新潟県においては阿賀野川流域の魚介類を食べたことに伴い、健康不安を訴える方について、以下のとおり健康診査等を実施し、その推移をモニタリングします。

2. 対象者

- (ア) 救済の対象（一時金等対象者又は療養費対象者）のいずれにもならなかった方、
- (イ) 平成22年5月1日現在において公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律111号）に基づく認定申請を行っている方で、一時金等の受付が終了した後棄却処分となって救済の対象とならなかった方、
- (ウ) いわゆるノーモア・ミナマタ国家賠償請求訴訟で和解をされた方のうち、一時金等対象者又は療養費対象者に該当しないとされた方、

のいずれかの要件に該当する方で、下記の方。

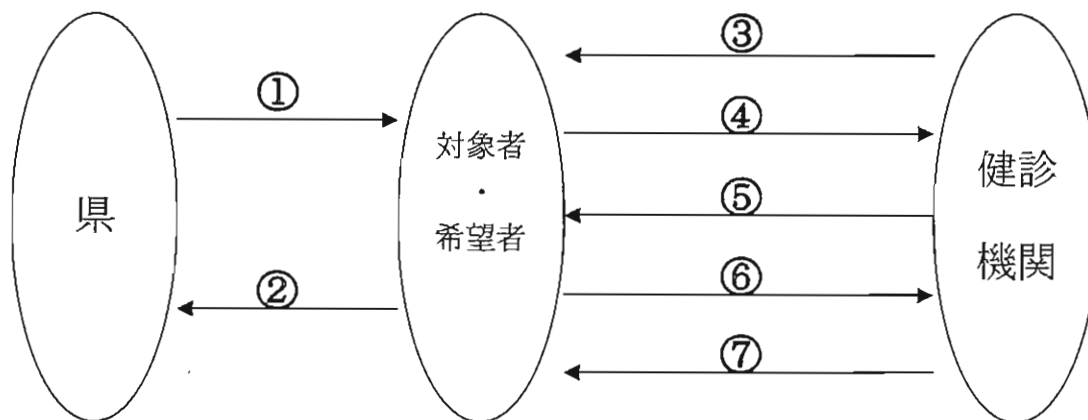
熊本県及び鹿児島県	新潟県
昭和49年12月31日以前に1年以上、水俣湾又はその周辺水域の魚介類を食べたことに伴い、健康不安を訴えている方	昭和46年12月31日以前に1年以上、阿賀野川流域の魚介類を食べたことに伴い、健康不安を訴えている方

3. 健康診査の項目

	<ul style="list-style-type: none">・診察・問診（日常生活動作に関する項目、神経症状に関する項目を含む。）・身体測定（身長・体重・肥満度、腹囲）・血圧測定・尿検査（蛋白、糖）・採血（生化学的検査：中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール、AST (GOT)、ALT (GPT)、γ-GTP、空腹時血糖、ヘモグロビン A1c)
--	---

4. 申し込みの流れ

- ① 県から救済措置等非該当者への事業参加登録の案内発出
- ② 参加希望者から県に「登録申込書」、「個人情報提供承諾書」提出
- ③ 健診機関から健診の手引きを登録者へ送付：
健診の手引き（健診時期、検査項目、指定医療機関、連絡先等）
- ④ 登録者は、健診機関（コールセンター）に予約する。
- ⑤ 健診機関から、登録者に「予約確認票」、「問診票」を送付する。
- ⑥ 登録者は健診を受ける。その際、保健師等と健康相談ができる。
- ⑦ 健診機関から健診結果を受け取る。

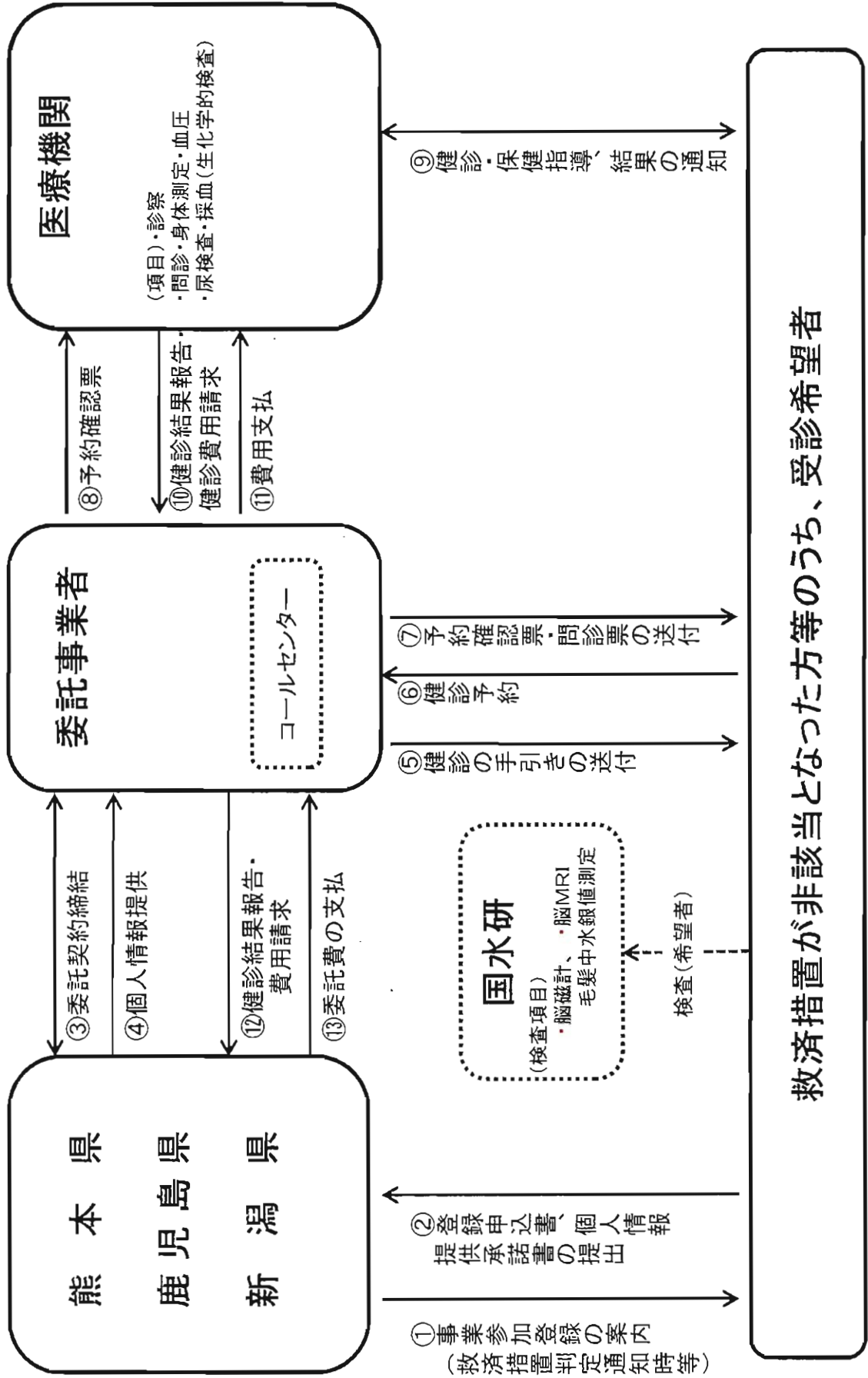


※ 受診場所は、熊本県、鹿児島県、新潟県以外に、東京都、大阪府などにある指定された健診機関から選ぶことができるものとする。

※ 登録者のうち、希望される方は、国立水俣病総合研究センターが実施する研究に参加し、脳磁計等によるより高度な検査を受診することを可能とする。

以上

健康不安者フォローアップ事業の実施の流れ



メチル水銀が人の健康に与える影響に関する調査の手法の開発 に関する環境省の考え方

【背景】

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成 21 年法律第 81 号。以下「特措法」という。）第 37 条及び水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針（平成 22 年 4 月閣議決定）に基づき、メチル水銀が人の健康に与える影響に関する調査の手法の開発に関する環境省の考え方を取りまとめた。

【目的】

メチル水銀が人の健康に与える影響を把握するための調査を行うためには、メチル水銀曝露と症候の情報を可能な限り集める必要がある。このため、

- ① かつて高濃度のメチル水銀曝露を受けて発症した水俣病認定患者について、過去の曝露情報および症候などを整理すると共に、今日においてみられる症候を把握する
- ② 水俣病発生地域等に居住する者について、メチル水銀曝露情報と電気生理学的所見や自覚症状等の症候を把握し、両者の関係を解明する
- ③ 近年新たに利用可能となった画像検査などの所見を収集し解析して、水俣病に見られる症候を客観的に把握する診断方法を開発する

ことが必要である。

これらの調査研究を通じて、メチル水銀曝露の人の健康に与える影響の全貌を総括的に評価する。

【調査研究内容】

具体的には、次の三つの要素からなる研究を行う。(別添参照)

1. 患者の経年的変化および自然史の把握

メチル水銀曝露によって実際にどのような人体への影響が生じ、それが経年的にどのように変化していくのか、他の要因によって生じる類似した神経症候との鑑別方法や合併症・併発症の頻度を把握するため、過去の認定患者及び劇症例について、神経症候、生活能力、合併症・併発症、治療とその効果等の臨床経過、自然史と死因を可能な限り網羅的かつ経時的に情報収集を行う。

2. 曝露量と症候との関係の解明

メチル水銀摂取量と症候との関係(発症閾値や用量反応関係など)を科学的に解明するため、診察所見などによる過去の症例検討を通じて得られた知見をもとに、水俣病発生地域等に居住し過去または現在において客観的にメチル水銀曝露がある者を対象として、曝露に対する症候発症の相対危険度、用量反応関係、発症閾値を検証する。

3. 有効な診断方法の開発

上記の成果をふまえて、これらの調査を通じて得られた情報に加えて、脳磁計(MEG)などの新たな画像診断技術による検査所見などを集積し、メチル水銀曝露量との関係を比較することで、より客観的で正確なメチル水銀による中毒症状の診断方法として活用する可能性を探る。

※本研究の成果は、水俣病の経年的な変化の把握のみでなく、治療法の開発に関する研究にも役立つことが期待される

メチル水銀が人の健康に与える影響に関する調査の手法の開発に関する環境省の考え方

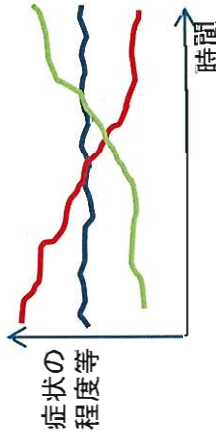
別添

1. 患者の経年的変化および自然史の把握

対象

水俣病認定患者

診療録等、過去の記録から水俣病の神経症候や合併症、治療、転帰等の臨床経過、自然史を網羅的かつ経時的に観察



臨床経過を体系的に整理・把握

2. 曝露量と症候との関係の解明

対象

水俣病発生地域等に居住する住民

- 症候
- 電気生理学的所見
 - 神経行動学的所見
 - その他（自覚症状、診察所見等）

(対象)

国内外で現在進行中のばく露データ

患者やばく露のわかる者

既存データの分析

過去のばく露歴や所見を収集

曝露に対する症候発症の
相対危険度、用量反応
関係、発症閾値を検証

ばく露 非ばく露

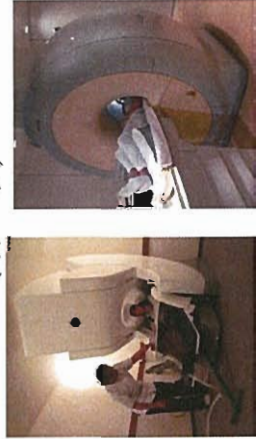
3. 有効な診断方法の開発

(1. 2で整理した曝露情報、臨床情報に加えて、新たな診断方法の開発を目指す)

対象

ばく露群 非ばく露群

(イメージ)



新たな検査方法を適用
(脳磁図、fMRIなど)

検査指標の信頼性と妥当性等
を検証し、より客観的で正確な
診断方法を開発

⇨ 成果は、水俣病の経年的変化の把握のみならず、治療法の開発にも活用

平成24年度 水俣病発生地域の環境福祉対策の推進に係る予算案概要

地域の医療・福祉の推進

胎児性水俣病患者や高齢化した水俣病被害者等の地域生活を支援する事業への補助

○胎児性水俣病患者等の地域生活支援事業

- ・デイサービス等機能を備えた小規模多機能施設の運営
- ・在宅支援訪問事業、交流サロン事業、外出支援事業等
- ・明水園家族棟運営補助
- ・胎児性患者等に対するケアマネジメント・相談体制の充実 等

○水俣病被害者等福祉対策推進事業

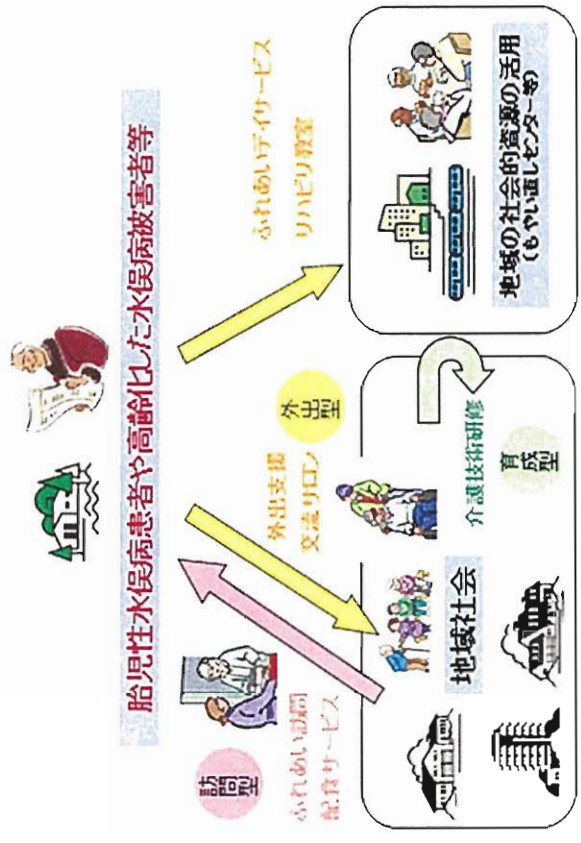
- ・多様な保健福祉ニーズに対応する事業者ネットワークの形成
- ・高齢水俣病被害者等の不測の事態等に備えた地域の見守り活動 等

○水俣病発生地域高齢者等在宅支援事業

- ・水俣病発生地域の高齢者等が、地域で安心して日常生活を送り社会参加を促進するための事業

○水俣病発生地域コミュニティ推進事業

- ・水俣病被害者と地域住民の交流を推進する拠点を整備する事業



胎児性水俣病患者や高齢化した水俣病被害者等

離島等における医療・福祉レベルの向上を図るための事業の実施

○離島等医療・福祉推進モデル事業

- ・神経症状の緩和、運動障害等の改善・維持につながるリハビリテーション等をモデル的に実施
- 【実施地区】
 獅子島(平成19年度～) 横浦島(平成19年度～) 御所浦島(平成22年度～)
 津奈木町(平成22年度～) 新潟県(平成23年度～)



「環境首都水俣」創造事業の着手について

1. 背景・趣旨

水俣・芦北地域では、水俣病が発生し、半世紀以上にわたり地域社会に深刻な影響を及ぼしたことで等を教訓に、ごみの高度分別やリサイクルの取組など「環境モデル都市」としての取組を進め、環境保全を積極的に進めることによって市民の生活を豊かにしていこうと実践してきた。しかし、人口減少、近年の景気の低迷等と相まって、地域社会の疲弊は著しく、水俣病問題の解決のためには、地域社会の絆の修復、地域の再生・融和、地域の振興・雇用の確保に関する取組の加速化が不可欠である。

そのため、当該地域について、水俣病関連施設、環境に対する高い市民意識や蓄積された環境産業技術、美しい自然など地域の有形無形の環境資源を発展的に活用した「環境負荷を少なくしつつ、経済発展する新しい形の地域づくり」（「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」（平成22年4月16日閣議決定））を目指し、平成24年度から、熊本県、水俣市等の関係地方公共団体等と協力して関連事業に着手する。

2. 平成24年度実施予定※の主な事業（事業費2億5千万円、うち国費2億円）

※今後関係者と詳細を検討するため執行段階で変更はあり得る。

(1) 環境ブランド向上等による経済・産業基盤の強化

水俣市の産業団地について、既存事業者の競争力の向上と環境ブランド向上による新たな企業誘致に結びつけるため、バイオマス熱電併給施設の設置等によるゼロカーボン化を目指す。平成24年度は、平成25年度以降の工事着手のための調査・設計を行う。



また、水俣病を経験した地域だからこそできる、環境に配慮した安全安心な食の提供を推進し、「水俣・芦北モデル」の新産業の創出と雇用確保、地域ブランドの確立を図るための事業等を行う。

(2) 低炭素観光・交通基盤整備

再生された不知火海等を観光資源として、水俣病発生地域を広く一体的に振興し、中長期的な低炭素都市・交通基盤の構築に資するため、同地域を縦断する肥薩おれんじ鉄道の車両の改造（水俣病被害者にも配慮し、一流のデザインと快適性を備えたもの）と、同鉄道を活用するなどした低炭素着地型観光商品の開発を行う。



(3) その他

水俣市で実施されている「環境まちづくり推進事業」（平成23年度事業）に基づく市民・専門家・行政協働の各円卓会議・分科会（環境学習・環境大学円卓会議、環境金融分科会等）での議論の結果を踏まえた事業等の実施を行う。

平成24年度 水俣病発生地域の環境福祉対策の推進に係る予算案概要

地域の再生・融和(もやい直し)の推進

慰霊行事やもやい直しを推進する事業への補助



- 水俣病発生地域慰霊・もやい直し推進事業
 - ・水俣病犠牲者慰霊式の開催
 - ・火のまつり(市民主体の水俣病犠牲者の慰霊のための祭り)開催 等
- 水俣病発生地域間交流等推進事業
 - ・新潟⇄熊本地域の子供たちの交流と水俣病被害者等の交流により環境意識を高めていく事業等
- 水俣病問題の環境学習等推進事業
 - ・地域の環境団体等による提案型情報発信事業
 - ・みなまた環境大学の開催
 - ・うたせ船で水俣病を学ぶ講座の開催
 - ・講演会・市民講座の開催
 - ・教師用指導資料の作成 等



- 水俣病発生地域次世代育成支援事業
 - ・発生地域の子ども達が、水俣病やもやい直しの活動等意欲的学習を行い、国内外に向けて水俣病の教訓等を発信していく担い手として活動できるよう人材の育成を図る事業
- フィールドミュージアム事業
 - ・地域全体を環境フィールドミュージアム化し地域の振興と情報を発信する事業



▲ 慰霊式



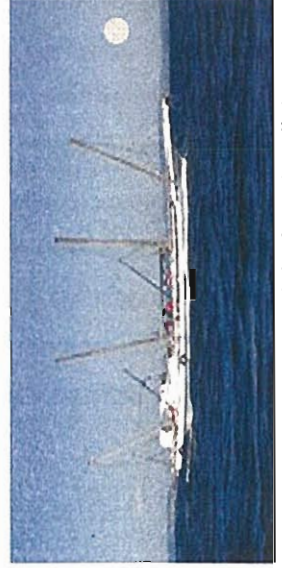
▲ 慰霊碑



▲ 百間排水口現地見学



▲ 慰霊碑現地見学



▲ うたせ船で水俣病を学ぶ講座

経緯

- 平成13年 国連環境計画(UNEP)が、地球規模での水銀汚染に関する検討を開始。
- 平成21年2月 UNEP第25回管理理事会において、水銀によるリスク削減のための法的拘束力のある文書(条約)を制定すること、及びそのための政府間交渉委員会(INC)を設置して2010年に交渉を開始し、2013年までの取りまとめを目指すことに合意。
- 平成22年5月 鳩山総理(当時)が、水俣病犠牲者慰霊式において、水俣病と同様の健康被害や環境破壊が世界の他の国で繰り返されないよう、本条約の制定に積極的に貢献すること、条約の採択・署名のために2013年頃開催される外交会議を我が国に招致することにより、「水俣条約」と名付けたい旨を表明。

交渉内容

- ・ 水銀供給削減と余剰水銀の保管能力強化
 - ・ 水銀の国際貿易の削減
 - ・ 製品及び製造プロセス中の水銀需要削減
 - ・ 水銀の大気排出の削減
 - ・ 水銀含有廃棄物及び汚染サイトに関する取組
 - ・ 意識啓発・情報交換
 - ・ 途上国への技術・資金支援
- 等

交渉スケジュール

- | | | |
|--------------|-----|-----------------------------|
| 平成22年(2010年) | 6月 | 第1回 INC (ストックホルム(スウェーデン)) |
| 平成23年(2011年) | 1月 | 第2回 INC (千葉市) |
| | 9月 | アジア太平洋地域会合 (神戸市) |
| | 10月 | 第3回 INC (ナイロビ(ケニア)) |
| 平成24年(2012年) | 6月 | 第4回 INC (プンタ・デル・エステ(ウルグアイ)) |
| 平成25年(2013年) | 初め | 第5回 INC (スイス又はブラジル) |
| 平成25年(2013年) | 2月 | UNEP第27回管理理事会に交渉結果を報告 |
| | 後半 | 外交会議:条約の採択・署名 |

(日本開催が決定済み)

周知広報の状況について

特殊疾病対策室

(1) 政府広報及び関係自治体による広報

政府広報を使ったインターネットテレビやラジオ、新聞広告等で全国へ配信した。環境省地方環境事務所所在地での駅前や環境省のイベントを活用した場でのチラシ配布等の実施の他、関係自治体によるチラシ配布、広報誌への掲載への働きかけを行った。

① 政府広報

- ・政府インターネットテレビに、環境副大臣が救済措置の申請を呼びかける動画を掲載（4月5日に掲載）
- ・中央紙（5紙）、ブロック紙（3紙）、地方紙（62紙）の新聞に、各紙日替わりで救済措置の申請を呼びかける広告を掲載（4月23日～29日に掲載）

② チラシ配布等

- ・2/22に全国11カ所（北海道、宮城、新潟、埼玉、東京、愛知、大阪、岡山、香川、福岡、熊本）で約9,000枚のチラシを配布。
- ・各地方環境事務所では、各地で各種会議、イベント等を活用してチラシを配布。
- ・6/8～6/29までの毎週金曜日に東京及び各地の地方環境事務所所在地など全国12カ所でチラシを配布。
- ・7/4～7/23まで全国の公共交通機関の主要な駅（79駅）にポスターを掲示。

③ 広報の要請

- ・3/14に全国知事会、全国市長会、全国町村会にポスターの掲示等を要請。
（※3/21に全国の都道府県に広報の協力依頼に関する通知文を发出）
- ・各地方環境事務所、関係自治体においては、各地で管内の自治体、教育機関、医療機関及び民間に広報の協力依頼を要請。
（例：中部地方環境事務所管内では、名古屋鉄道主要100駅にポスターを掲示。）

④ イベントの活用

- ・4/29に2012新宿御苑みどりフェスタにおいて、水俣湾や新潟県阿賀野川流域の四季折々の写真展を行うとともに、訪れた方に特措法申請期限入りのチラシを配布。
- ・6/2～3のエコライフフェアにおいて、水俣湾や新潟県阿賀野川流域の四季折々の写真展を行うとともに、訪れた方に特措法申請期限入りのチラシを配布。

(2) 環境省ホームページ

環境大臣による期限設定に関する記者会見の様態を掲載。併せて、発表時の資料（「水俣病問題の解決に向けた当面の取組について」等）を掲載。

- ・2/3に環境省ホームページに申請期限の周知及び当日の記者会見の動画等を掲載。
- ・3/5に各地方環境事務所のホームページのトピックスに掲載。

(3) 民間診断書作成のための検診体制の支援について（熊本県・新潟県）

個別の事情により医療機関を受診することに抵抗がある方を対象とした民間診断書作成のための検診について、関係自治体において、広報誌等を活用して案内を行った。

① 熊本県

6月の検診実施に向け、鹿児島県出水市において4月26日より市の広報誌に案内を掲載の上、5月10日に自治会を通じてチラシを配布、5月1日に津奈木町、5月11日に長島町、5月15日に水俣市、阿久根市、芦北町、において広報誌等活用した広報を実施。

② 新潟県

6月10日の阿賀野市、阿賀町、6月24日の新潟市、五泉市での検診に向け5月20日に新潟市で新聞広報を、5月20日に新潟市、5月25日に五泉市、6月1日に阿賀野市で広報誌に案内を掲載、阿賀町では5月21日に各戸に設置された情報告知端末を利用した広報を実施。

(4) 各種メディア等の媒体を活用

新聞やテレビ等の各放送局で実施した。

- ①テレビ：鹿児島テレビ、熊本テレビ、テレビ熊本、新潟総合テレビ及び BS 朝日で大臣インタビュー放送。
- ②新聞：毎日新聞（全国版、熊本版）で大臣インタビューを掲載

(5) 医療機関からのお知らせ

日本医師会を通じて、全国の医療機関に対し、特措法の期限及び制度に関する広報を依頼した。

- ①環境大臣が、日本医師会原中会長を訪問し、全国の医療機関へのポスターの掲示等を通じた広報等の協力を依頼（2/29）。

（※2/21に全国医師会あてに広報の協力依頼に関する通知文を发出）

- ②日本医師会は、『日医ニュース』3月号への特措法期限に関する記事掲載及び、『日本医師会雑誌3月号』へ特措法の申請期限等に関するポスターを折込配布。

(6) 説明会の実施

関係県と協力して、関係県内及び県外（東京・大阪・名古屋・博多）において、制度に関する説明会や期限について案内を行った。

<2月4日（土）東京・福岡、2月5日（日）名古屋・大阪、3月11日（日）東京>

- ①2/4～5、3/11に全国4カ所で救済措置の説明会を開催。
（東京（36人参加）、名古屋（64人参加）、大阪（127人参加）、福岡（25人参加））
- ②5・26～27、6/2～6/3に全国4カ所で救済措置の説明会を再度開催。
（東京（37人参加）、名古屋（32人参加）、大阪（68人参加）、福岡（22人参加））

(7) 既に特措法へ申請された方へのアンケート調査

既に特措法へ申請された方に対し、申請を何で知ったのかアンケート調査を実施し、その結果を広報活動に活用した。

①新潟県

平成24年1月30日から2月10日までに特措法における公的検診受診者（概ね平成23年10月から24年1月に申請された方 約170名）を対象に、『どのようにしてこの制度を知ったのか』についてアンケートを実施し、新潟県において結果のとりまとめた。

- ②昨年実施した鹿児島県の結果（平成23年4月24日から5月15日までに特措法における公的検診受信者 約182名）と共に6月1日に環境省ホームページへ掲載。

(8) チッソ・昭和電工等原因企業による呼び掛け

特措法の制度、申請受付期限に関する情報等を関係事業者の社内報等でお知らせを行った。

- ①2/7にチッソ株式会社及び昭和電工に対して、関連会社や取引先も含めた地域全体の周知を要請（※環境大臣から森田社長（チッソ）、高橋会長（昭電）に要請）。
- ②チッソ）2月23日に周知広報に関する計画書を環境大臣へ提出し、役員から工場の管理職、関係会社、協力会社に申請呼び掛け（2/17）、職場懇談会や社内掲示板、労働組合等を通じた社員への呼び掛け（2～3月）、社内広報誌への掲載（4/1発行）、商工会議所（2/27）、自治会長会（2/27）、婦人会連絡協議会（3/6）、社団法人 水俣市シルバー人材センター（3/29）に協力依頼を実施
- ③昭和電工）2月23日に周知広報に関する計画書を環境大臣に提出し、新聞広告（4/10）、ホームページへの掲載（2/28）、関係会社（新潟昭和）職員への説明・周知（2/28）、関係会社取引企業への説明・周知（3/21～23）、全取締役・全執行役員へのチラシ配布・説明（3/21）を実施。

水俣病問題の解決に向けた今後の対策について

平成24年8月3日

環 境 省

水俣病問題については、公害健康被害の補償等に関する法律、平成7年の政治解決、平成16年のいわゆる関西訴訟最高裁判決を踏まえた水俣病対策等に基づき、各種対策が講じられてきたところですが、さらに平成21年7月に、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（以下「特措法」といいます。）が制定され、それを受けて平成22年4月に水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針（以下「救済措置の方針」といいます。）が閣議決定され、それに基づき平成22年5月から救済措置の申請の受付を行ってきたところですが、救済措置の方針に定められた救済の内容については、国、熊本県及び原因企業を被告としたノーモア・ミナマタ訴訟において原告・被告の双方が合意をした、裁判所の和解所見（平成22年3月）を踏まえて、救済の対象となる方々の要件等を定めて、運用を行ってきたところですが、

その結果、平成22年5月1日の運用開始から本年7月31日までの27ヶ月に及ぶ申請受付の間に、合計約6万人を超える方々から申請を受ける見込みとなりました。

これらの申請をされた方につきましては、特措法における、「3年以内を目途に救済対象者を確定する」との規定に基づき、関係区市の協力により、引き続き、審査・判定業務を進めていくこととなりますが、国としては、これを以て水俣病問題の解決とは考えておらず、今後も水俣病問題に真剣に向き合い取り組むこととし、別紙のとおり、今後の医療福祉や地域振興に関して関係地方公共団体や関係事業者と協力して、施策を講じてまいります。

(別紙 1) 医療・福祉施策の取組と今後の方針

高齢化が進む胎児性患者等の方々やその御家族など関係の方々が安心して住み慣れた地域で暮らしていけるよう、国、関係地方公共団体、関係事業者などの協力の下、必要な通所サービスやショートステイ等の在宅支援サービス、地域の医療との連携などの医療・福祉施策を行ってきました。具体的には、胎児性患者等の地域生活を支援する小規模多機事業所及び在宅サービス事業への補助、在宅の方への訪問事業や外出支援事業への補助等を行うことに加え、神経症状の緩和や運動障害等の改善・維持につながるリハビリテーション等モデル事業、交流の場の整備等を行ってまいりました。

今後はさらに、胎児性患者等の御家族など高齢化に伴い、御家族による介護が将来困難になる可能性を見据え、胎児性患者の方々が将来にわたり安心して生活できるよう、必要な在宅サービスの充実・強化や施設の整備について、関係者と協議の上、進めていくこととします。

また、大学病院と連携し、必要な医療を提供してまいります。具体的には水俣市立総合医療センターの神経内科外来をより充実するとともに、地域の医療機関、研究機関等と水俣病診療に関するネットワークを構築します。それによって、胎児性患者等の方々、さらには広く地域住民の方々に対してさらに安定して質の高い医療を提供することを目指してまいります。

さらに、今回の救済措置に申請されなかった方であっても、今後、健康に不安を感じる方がいらっしゃる可能性を考慮し、健康不安を訴える方についての、健康診査事業の実施を検討します。

水俣病発生地域の住民の方々の生活の質の向上や同地域の医療・福祉先進モデル地域づくりの充実・強化については、引き続き、地域の皆様のご要望について意見交換を行いながら必要な事業を進めてまいります。

医療・福祉に関する具体的な取組は以下のとおりです。

(1) 環境省による水俣病発生地域医療・福祉連携推進事業（予定を含む）

- ▶ 胎児性水俣病患者等認定患者への支援事業
 - ① 住まいの場（ケアホーム等）
 - ② 神経内科医師水俣派遣事業
 - ③ 胎児性水俣病患者の生活支援のあり方検討
 - ④ 胎児性・小児性患者等の地域生活支援事業の拡充（胎児性患者等への支援継続及びレスパイト支援等）
 - ⑤ 水俣病を理解したホームヘルパー養成等の支援
 - ⑥ 胎児性患者等に対するケアマネジメント・相談体制の充実
 - ⑦ 胎児性患者等リハビリ支援事業
 - ⑧ 水俣・芦北地域水俣病被害者等保健福祉ネットワーク事業の充実

- ▶ 認定患者以外の方々への支援事業
 - ① 神経内科医師水俣派遣事業（再掲）
 - ② 離島等医療・福祉推進モデル事業
 - ③ 水俣病相談・健康相談窓口の設置
 - ④ 介護予防教室の実施
 - ⑤ 水俣・芦北地域見守り活動等支援事業
 - ⑥ 健康管理事業（フォローアップ事業も含む）

- ▶ 地域の高齢者等への支援事業
 - ① 高齢者の生きがいとふれあい作り促進事業
 - ② 障がい者相談支援事業所機能強化モデル事業等

(2) 公健法に基づく公害保健福祉事業の取組

- ① 療養に必要な用具の支給（平成 23 年度に車いすを対象用具に追加）
- ② 家庭療養指導事業 等

(3) 原因事業者（チッソ株式会社、昭和電工株式会社）による取組

- ① 明水園の運営支援（チッソ株式会社）
- ② 患者センターによる認定患者宅訪問（チッソ株式会社）
- ③ 胎児性患者等の安心介護支援事業（チッソ株式会社）
- ④ 手帳所持者に対する介護手当の給付（和解に基づくもの・昭和電工株式会社）

(4) 水俣市による取組

- ① 明水園の設置・運営

（別紙 2）水俣病問題の解決に向けた水俣病発生地域の再生・振興・融和（もやい直し）に関する取組

水俣病発生地域では、水俣病が発生し、半世紀以上にわたり地域社会に深刻な影響を及ぼしたことを教訓に、例えば水俣市では、ごみの高度分別やリサイクルなど「環境モデル都市」としての取組を進め、環境保全を積極的に進めることによって市民の生活を豊かにする取組が実践されてきました。

しかし、人口減少、近年の景気の低迷等と相まって、地域社会の疲弊は著しく、水俣病問題の解決のためには、地域の再生・振興・雇用の確保、地域社会の絆の修復に関する取組の加速化を図り、「環境と経済が一体となって発展する持続可能な『真の豊かさ』が実感できるまちづくり」（※水俣市・平成 23 年度環境まちづくり推進事業概要報告書）を進めなければなりません。

そのため、上述のとおり、国としては、特措法等に基づく救済措置が終了した後も、引き続き水俣病問題に真剣に向き合い取り組むこととし、医療福祉の取組に加え、地域の再生・振興・雇用の確保、融和（もやい直し）に関して、累次にわたる水俣・芦北地域振興計画に基づき地域振興に取り組んでいる熊本県などの関係地方公共団体等と協力して、以下の施策を講ずることとしています。

なお、水俣病発生地域における取組については、甚大な環境被害からの再生・復興・地域社会の絆の修復、地域の中核企業の経済的影響力が低下してしまった状況における対策などの側面があることから、東日本大震災による被災地等への参考にもなり得ることも念頭に、環境省として最大限の努力をしてまいります。

（1）環境モデル都市としての取組・その他の地域振興の推進

①環境まちづくり戦略策定に係る支援

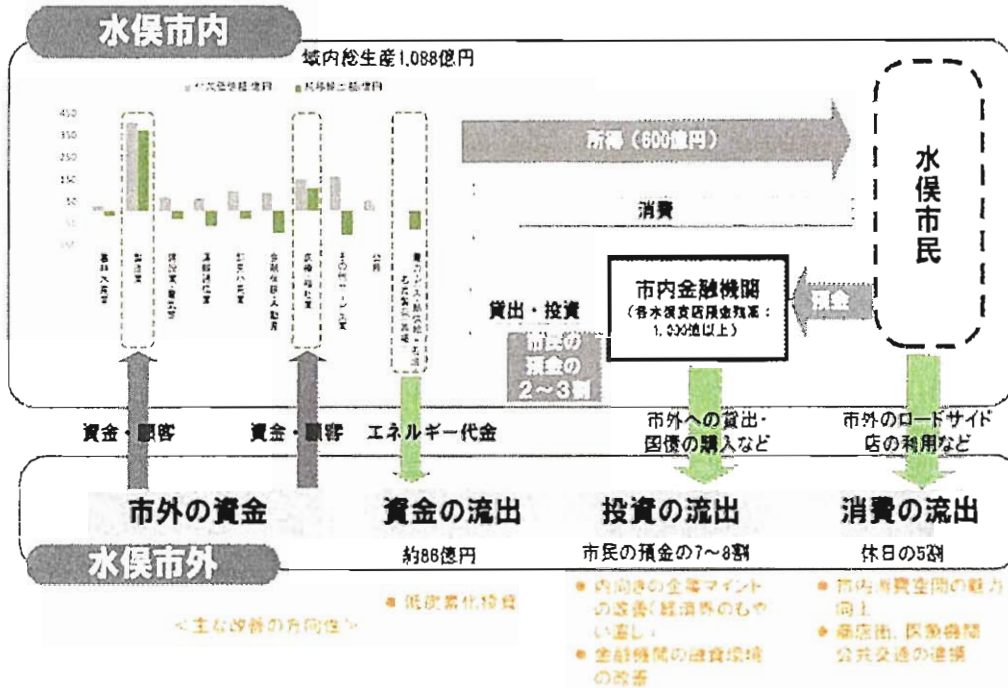
特措法に基づく救済措置の方針にある「環境に対する高い市民意識や蓄積された環境産業技術、美しい自然や豊富な地域資源などを積極的に活かして、エコツーリズムをはじめ、環境負荷を少なくしつつ、経済発展する新しい形の地域づくり」を実現するため、水俣市に設置された平成 22 年度のみなまた環境まちづくり研究会（座長：大西隆東大大学院教授、日本学術



水俣市の市民・行政・専門家の合同会議の風景（本年 3 月 4 日。水俣市撮影。）

会議会長)、及び平成 23 年度の市民・行政・専門家協働の円卓会議において、科学的な分析手法に基づく地域経済の実態把握等を踏まえながらの議論、及びそれに基づく「環境まちづくり戦略」の策定を支援しました。

水俣市経済循環図



「水俣市平成 23 年度環境まちづくり推進事業概要報告書」からの抜粋資料に一部加筆。水俣市で生み出され、流れ込む資金が、市内で十分に循環せず、多くが市外に流出していることが伺われる。特に金融機関の預金率は、県内他地域と比べても著しく低いとされる。地域内で新たなビジネスを興し、生産性を向上させるなどとして、こうした市外（都市圏外）に流れる資金を、市内（都市圏内）で循環させることが重要。

② 「環境首都水俣創造事業」の創設

上記の水俣市の「環境まちづくり戦略」等を踏まえつつ、水俣・芦北地域の振興を総合的に支援するため、平成 24 年度から「環境首都水俣創造事業」を創設し、同年度は国費 2 億円を計上しました。水俣病の経験を生かし地域の環境価値の向上による経済・産業基盤の強化に資する事業や、水俣病被害者を含む地域住民の交流を活性化させる「心豊かな公共空間」の整備による中心市街地活性化等の事業を支援していきます。

さらに、現状著しく低下している域内の経済循環の改善のための環境金融制度の構築、地域企業の連携の促進（「経済界のもやい直し」）のための基盤整備、ゼロカーボン産業団地の創出に向けた調査・設計等を支援します。また、九州新幹線等で有名な水戸岡鋭治氏デザインによる改造車両を、水俣病発生地域を縦断する肥薩おれんじ鉄道に導入するなど、不知火海沿岸の水俣病被害者を含む交流の促進に資する事業に対して支援します。加えて、水俣市や熊本県が進める環境大学院構想などの具体化に向けた検討に協力します。

来年度以降においても、「環境負荷を少なくしつつ、経済発展する新しい形の地域づくり」を実現するため、ゼロカーボン産業団地の創出に向けた施設整備など、環境を切り口に地域経済の足腰の強化を図る事業等について引き続き支援してまいります。